

# 林野火災注意報・林野火災警報が 令和8年1月1日より新設されました！

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した  
林野火災を受けて、取手市火災予防条例が  
改正され、林野火災の予防を目的とした「林  
野火災注意報・林野火災警報」が令和8年  
1月1日より新設されました。



## 林野火災注意報・林野火災警報とは

対象期間：1月から5月まで

前3日間の合計降水量が1mm以下  
かつ  
前30日間の合計降水量が30mm以下

又は

前3日間の合計降水量が1mm以下  
かつ  
乾燥注意報が発表されている

### 「林野火災注意報」の発令

※降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、発令しないこともあります。

取手市全域で火災予防条例に定める【火の使用の制限】について、**努力義務**が課されます。

「林野火災注意報」の発令指標



「強風注意報」の発令

### 「林野火災警報」の発令

取手市全域で火災予防条例に定める【火の使用の制限】について、**義務**が課されます。

現在の発令状況はこちらからご覧いただけます。

現在の林野火災注意報・警報の発令情報はQRコードから確認できます。

※取手市ホームページに繋がります。



# 林野火災注意報・林野火災警報が発令されたら

取手市火災予防条例第29条の規定により以下の【火の使用の制限】がかかります

1

山林、原野等において  
火入れをしないこと

2

煙火を  
消費しないこと

3

屋外において  
火遊び又はたき火を  
しないこと

4

屋外においては  
引火性又は爆発性の物品  
その他の可燃物の付近で  
喫煙しないこと

5

山林、原野等の場所で  
喫煙しないこと

6

残火(たばこの吸殻を含  
む)、取灰又は火粉を  
始末すること

## 火の使用の制限に違反すると

林野火災注意報



罰則の伴わない注意喚起

林野火災警報



30万円以下の罰金又は拘留に処される  
場合があります。

## 広報の方法

○林野火災注意報が発令された場合

取手市ホームページ、取手市公式メールマガジンによりお知らせします。

○林野火災警報が発令された場合

取手市ホームページ、取手市公式メールマガジン、防災行政無線によりお知らせします。

## 届出の方法

○たき火等を行う場合は事前に、「火災とまぎらわしい煙を発する行為届出書」を下記の消防署まで届け出てください。

### 問い合わせ先

取手消防署	取手市井野1264-1	0297-74-3264
戸頭消防署	取手市戸頭4-20-1	0297-78-2531
吉田消防署	取手市吉田545-1	0297-74-1119
櫛木消防署	取手市櫛木950-1	0297-83-1166

ほどよく  
絶妙  
とりで